

東日本大震災および令和元年台風第 19 号による

二重被災世帯への「児童学習支援」募集要項

(1) 本支援について

本制度は 2011 年 3 月に発生した東日本大震災で被災し、さらには 2019 年 10 月に発生した「令和元年台風第 19 号」で二重被災された世帯の中学生以下の児童を対象に、困難な中においても継続した学習や教育活動ができる環境を支援する目的で奨学金を給付します。

(2) 対象者（応募資格）

以下の 1～5 を「全て」満たす児童（応募者）

（※「家計を同一にする家族」とは、2020 年 4 月 1 日時点での家族構成とします）

1. 2005 年 4 月 2 日から 2020 年 3 月 31 日までの間に生まれた 15 歳以下の児童であること
2. 応募者本人、または家計を同一にする家族が「東日本大震災」で被災したこと
（罹災証明書または被災証明書があること）
3. 応募者本人、または家計を同一にする家族が「令和元年台風第 19 号」で被災したこと
（罹災証明書または被災証明書があること）
4. 家計を同一にする 18 歳以上（2020 年 4 月 1 日時点）の家族の「平成 31 年度（令和元年度）所得証明書（平成 30 年 1 月～12 月分）」の所得合計が 700 万円を下回っていること
5. 家計を同一にする家族の中に、当財団が支援する「まなべる基金受給者を対象とした『令和元年台風第 19 号による被災世帯への追加奨学金』」を受給した奨学生がいないこと

(3) 支援金額

（児童 1 人につき）5 万円

※ご兄弟姉妹がいる場合は、応募資格に該当する人数分を支給します。

例…兄弟 3 人中 2 人が応募資格を満たす場合は、5 万円×2 人分として 10 万円支給

(4) 募集人数

2,000 名程度

(5) 提出書類

以下の書類 1～7 を「全て」ご提出ください。

	書類名	注意事項
1	申込書（指定書式）	・保護者が黒ボールペンで濃く見えるように記入すること ・必要項目を全て記入すること
2	東日本大震災による罹災証明書または被災証明書	・東日本大震災により、応募者本人または応募者本人と家計を同一にする家族の罹災証明書または被災証明書（コピー可）
3	令和元年台風第 19 号による罹災証明書または被災証明書	・令和元年台風第 19 号により、応募者本人または応募者本人と家計を同一にする家族の罹災証明書または被災証明書（コピー可）
4	住民票の写し※原本	・応募者と家計を同一にする 家族全員分 が記載されていること ・応募者と別居している家族も家計を同一にしている場合は提出が必要 ・「 戸籍筆頭者 」「 世帯主 」の記載が 有り 、かつ マイナンバーの記載が無い 2020 年 4 月 1 日以降発行のもの

5	平成31年度(令和元年度)所得証明書(平成30年1月~12月分) ※原本 ※役所により「(非)課税証明書」等名称が異なる場合もあります。	<ul style="list-style-type: none"> 2020年4月1日時点において、応募者本人と家計を同一にする 18歳以上の家族全員分を提出のこと（応募者と別居している家族も、家計を同一にしている場合は提出のこと） 年金受給者や専業主婦、学生等、現在収入がない家族分についても、所得証明書の提出が必要です。 源泉徴収票、給与証明書、納税通知書は受付不可
6	振込口座確認書 (指定書式)	<ul style="list-style-type: none"> 振込口座確認書用紙に必要事項を記入ください 応募者本人名義の口座には振込不可。必ず申込書の家族構成欄に記載された保護者または親権者の方の名義の口座を記入ください
7	振込口座の 通帳コピー	<ul style="list-style-type: none"> 「6.振込口座確認書」記入口座の通帳の表紙と1頁目のコピー ※必ず以下の6項目が見えるようにコピーください  <ol style="list-style-type: none"> 金融機関名 支店名 支店番号 取引種類 口座番号 口座名義

(6) 応募締切（消印有効）

締切日…**令和2年6月30日（火）**

※注意：締切日を過ぎての応募は受付できません **※募集期間を延長しました**

(7) 応募方法・書類送付先

応募者（世帯）より、以下の宛先までご郵送ください。（**郵送以外は受付できません**）

〒105-8799 日本郵便 芝郵便局留

公益財団法人東日本大震災復興支援財団 『児童学習支援』 応募書類 担当 行

(8) 採否決定について

提出書類の記載をもとに当財団にて総合的に判断します。

採否決定後、すみやかに応募者へ採否決定通知書を郵送で通知します。（6月下旬予定）

応募資格を全て満たしても必ずしも採用となるわけではございませんので予めご了承ください。

(9) 奨学金のお振込み（採用者のみ）

採用決定後、指定された振込口座へお振込みします。（6月下旬より順次）

(10) 注意事項

- 申請書の記載漏れや誤り等があった場合、個別にご連絡させていただく場合があります。
- 提出いただいた書類の返却はいたしません。（必ずお手元にコピーを取り保管ください）
- 申請内容の虚偽が確認された場合、奨学金を返還いただきます。**
- お申込の状況により給付までに時間がかかる場合がございます。予めご了承ください。
- 生活保護を受給中の場合、「収入認定」の対象となる可能性がございます。事前に所管の福祉事務所生活保護担当窓口へご相談の上、お申し込みください。
- 当財団は、ご提出いただく個人情報について、当財団ホームページ記載の「個人情報の取り扱い」に従い適切に管理します。当財団の業務委託先への情報共有以外で、本人の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。
- 事前の予告なく金額・給付時期・その他条件の変更を行う場合がございます。予めご了承ください。

(11) お問い合わせ先（※急ぎの場合はお電話にて問い合わせください。）

公益財団法人東日本大震災復興支援財団 「児童学習支援」事務局

TEL : 090-4282-4842 ※受付時間…12:00~17:00（平日のみ）

お問合せフォーム（インターネット）：<https://forms.gle/vmzLsmdTZB3fG2pN7>



振込口座確認書

応募者氏名								
口座名義人 (保護者または親権者に限る ※1)	フリガナ		続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> その他 ()				
金融機関名				銀行コード				
支店名 (※2・3)	フリガナ		支店番号					
※7ケタ未満の口座番号は右詰めでご記入ください								
取引種類 (預金種目※4)	普通	口座番号						
備考								

- ※1. 応募者ご本人名義の口座にはお振込みできません。必ず申込書の家族構成欄に記載された保護者または親権者の方の名義の口座をご記入ください。
- ※2. ゆうちょ銀行口座をご指定いただく場合は、振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要です。(旧来のゆうちょ銀行口座番号(記号・番号)のままでは振込むことができません。) ご不明な場合は、ゆうちょ銀行にお問い合わせください。
- ※3. 支店の統廃合に伴う支店名変更や店番変更につきましては、ご本人様で事前の確認をお願いいたします。支店名・口座番号・名義人に相違がある場合は、お振込みに遅れが出る場合がございます。
- ※4. お振込先は普通預金に限らせていただきます。当座・貯蓄口座へのお振込はお受付しておりません。

通帳コピー貼り付け